首都圏大規模水害対策協議会の協議の進め方と当面の検討事項

●協議会の協議の進め方

- ・ 関係機関が対策を講じる際、共通認識を持つことが重要。
- ・ 各種対策の検討には時間を要することから、優先順位を考え、まずは基本事項の対処方針について合意形成を図る。
- ・ 構成員は、対処方針のもと、それぞれが具体的対応策を検討する。
- ・ 順次、検討項目の幅を広げ、また、改善を図ることで、大規模水害対策 の充実を図る。

●当面の検討事項

- ・ 大きく分けて、氾濫が発生する前の避難準備及び避難のフェーズと、氾 濫が発生した場合の応急対応のフェーズが考えられる。
- ・ 対応が必要となる頻度も考慮して、当面、避難準備及び避難のフェーズ について検討することとする。

【参考:大規模水害対策大綱の主な記載事項】

- ○適時・的確な避難の実現による被害軽減
 - ・ 避難対策の強化
 - ・避難率の向上
 - 災害時要配慮者の被害軽減
 - ・孤立者の救助・救援
 - ・地下街等における被害軽減
 - ・病院及び介護・福祉施設等における被害軽減
- ○公的機関による応急対応力の強化と重要機能の確保
 - ・公的機関の業務継続性確保
 - 医療救護対策の強化
 - ・ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧
- 〇住民、企業等における大規模水害対応力の強化
 - ・大規模水害に対する正しい認識の形成
 - ・民間企業等の被害軽減対策の強化
- 〇氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
 - ・氾濫拡大の抑制と排水対策の強化
 - ・水害を想定した土地利用・住まい方への誘導
- 〇その他の大規模水害特有の被害事象への対応
 - ・衛生環境の確保(汚物、有害物対策)
 - ・治安の維持